

## 軽井沢町議会通年議会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議会の政策立案能力や町長等への監視機能の更なる充実・強化を図り、議会が主体的・機動的に活動できるよう通年議会を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合の会期は、1月から議員の任期満了の月まで及び当該選挙後の議員の任期の起算日から起算して10日を経過する月から12月までとする。

3 議会の解散に伴う一般選挙があった場合の会期は、1月から議会の解散の月まで及び当該選挙後の議員の任期の起算日から起算して10日を経過する月から12月までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会期を変更することができる。

(本会議)

第3条 本会議は、原則として3月、6月、9月及び12月（以下「定例月」という。）に再開する。ただし、議員の4分の1以上の請求があったとき、又は緊急に議案等の審議が必要となったときは、その都度本会議を再開する。

(本会議再開の協議)

第4条 本会議を再開する期日は、町長と議会が協議して定める。

第5条 削除

(代表質問及び一般質問)

第6条 代表質問は、定例月のうち3月において行うものとし、一般質問は、定例月において行うものとする。

(一事不再議)

第7条 一事不再議は、軽井沢町議会会議規則（昭和62年輕井沢町議会規則第1号）第15条ただし書の規定により、定例月に再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなす。

(所管事務調査の通知)

第8条 休会中の所管事務調査の項目は、委員会の議を経た後、定例月の本会議の審議期間中に配布する。ただし、緊急に調査の必要がある場合は、その都度通知する。

(議案等の提出)

第9条 議会提出の議案、意見書案、決議案等及び町長提出議案等は、暦年ごとに一連の番号を付けるものとする。

(議事日程の作成)

第10条 議事日程は、本会議を再開するごとに一連の番号を付けるものとする。

(会議録)

第11条 会議録は、本会議を再開するごとに調整するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか及びこの要綱を改正するときは、町長と議会が協議し、合意を得た上で行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月19日告示第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。